

表9 史跡秋田城跡保存管理基準表

沿革 昭和53年3月策定
昭和62年3月修正
平成26年3月修正

地区区分	地区の概要	現状変更規制基準	現状変更に関する取扱い					許認可の区分	土地買収の方針	備考
			新築	増改築	工作物の設置	地形の変更	木竹の伐採			
A地区	内部の一部及び外郭枢要部で、遺構の確認または推定されている地区である。	原則として史跡整備以外は許可しない。	認めない。	原則として全面改築・建て替え等は認めない。維持のための改修は認める。	認めない。	認めない。	原則として認めない。	文化庁	買収する。	・家屋は建て替えを要するものから逐次移転させ土地は買収する。 ・史跡公園として整備し活用をはかる。
B地区	同上 政庁南西部の一角及び南西重要地域であるが市道土崎保戸野線沿いで人家が密集する地区である。	事前発掘調査を行い、史跡保存上支障のない場合には許可する。	原則として認めない。	原則として認める。	原則として認める。				原則として買収しない。ただし、史跡保存上必要と認められた時は買収する。	・事前発掘調査を行い、史跡保存上必要を認めた時はA地区に移行する。 ・整備計画に基づき必要に応じてA地区に移行し、整備と活用を図る。
C地区	同上 社寺有地。	原則として許可しない。	宗教活動上必要なもの以外は認めない。	宗教活動上必要なもの以外は原則として認めない。	宗教活動上必要なもの以外は原則として認めない。					
D地区	同上 国有地=池沼、その他 県有地=県職員住宅跡地 市有地=高清水小学校跡地・同グランド 共同墓地 市水道資材センター等		認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。				買収しない。	・整備計画に基づいて整備し活用を図る。
E地区	人家密集地区 公衆道路	原則として許可する。	原則として認める。	原則として認める。	原則として認める。		原則として認める。	秋田市	原則として買収しない。	・未調査地区の現状変更は事前発掘調査後原則として許可する。 ・重要遺構を発見した場合はA地区に移行し、整備と活用を図る。